

## 町田市マイボトル等推進協力店認定制度実施要綱

### 第1 目的

この要綱は、マイボトル等の利用を推進する店舗を協力店として認定し、マイボトル等の利用を促進することにより、ペットボトル等の使い捨て容器に係るごみの排出を抑制し、もって資源循環型社会の発展に寄与することを目的とする。

### 第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マイボトル等 水筒、タンブラー、蓋付きのカップその他の繰り返し飲料を収納できる容器で、飲食店等に持参し、飲料の提供を受けるものをいう。
- (2) 協力店 マイボトル等の使用ができる店舗（飲料を提供する店舗で食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の許可を受けたものに限る。）で町田市から町田市マイボトル等推進協力店として認定を受けたものをいう。

### 第3 協力店の認定

- 1 協力店の認定を受けようとする店舗の設置者は、町田市マイボトル等推進協力店認定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該店舗を協力店として認定するとともに、別に定める認定書（以下「認定書」という。）を当該店舗に交付する。
- 3 前項の規定により認定書の交付を受けた店舗の設置者は、当該認定書を当該店舗の見やすい場所に掲示するものとする。

### 第4 認定事項の変更

協力店は、第3第2項の規定により認定を受けた事項に変更があったときは、速やかに町田市マイボトル等推進協力店認定事項変更届（第2号様式）により市長に届け出るものとする。

### 第5 協力店の辞退

1 協力店は、当該店舗を廃止し、又は協力店を辞退しようとするときは、町田市マイボトル等推進協力店辞退届（第3号様式）により市長に届け出るとともに、認定書を返還するものとする。

2 前項の規定による届出があったときは、当該協力店の認定は、取り消されたものとみなす。

#### 第6 認定の取消し

市長は、マイボトル等の推進活動を実施していないことその他の協力店として認定していることが不相当と認めるときは、その認定を取り消すことができる。

#### 第7 報告

市長は、必要に応じ協力店に対して、マイボトル等の利用状況等について報告を求めることができる。

#### 第8 協力店の公表

市長は、町田市のホームページ等を活用することにより、協力店の名称、活動内容等について、市民に公表するものとする。

#### 第9 補則

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、2013年7月1日から施行する。